

## 行政書士が代理申請等をする場合について

行政書士(以下「代理人」という。)に申請等の代理をさせる場合には、委任状が必要となりますが、委任状の取扱いは以下のとおりとなります。

- 委任状は北海道開発局長宛とし、各申請・届出毎に作成することとし、日付は各申請・届出の日から3ヶ月以内のものとしします。
- 委任する範囲は、具体的に記載してください。
- 委任状には受任する代理人の登録番号(行政書士証票の番号)を記載してください。
- 申請者(委任を行う者)の印鑑証明を添付してください。
- 委任状は窓口での提示ではなく、原本を申請書・届出書の正本に添付して提出してください。

なお、代理人に書類の作成のみを依頼している場合(提出の代理をさせていない場合)は、申請者あてに内容確認等をさせていただきます。